

東日本大震災被災地ボランティア等支援事業大阪府実行委員会規約

(名称)

第1条 この実行委員会は、東日本大震災被災地ボランティア等支援事業大阪府実行委員会（以下「実行委員会」）という。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を大阪府大阪府中央区大手前2丁目（大阪府政策企画部危機管理室内）に置く。

2 実行委員会は、その他の事務所を岩手県遠野市東館町8番12号（関西広域連合岩手県現地事務所（大阪府現地支援本部遠野事務所））に置く。

(目的)

第3条 東日本大震災における被災地へのボランティア派遣等を実施し、そのノウハウを蓄積するとともに、多様な支援メニュー及びボランティアパッケージの開発と、被災地支援を通じて新しい公共の発展に貢献し、府民のボランティアに関する意識啓発及びNPO団体の発展活動の促進を目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 東日本大震災被災地ボランティア等支援事業に関すること
- (2) 継続的な支援を実施するための普及啓発活動・調査研究に関すること
- (3) その他被災地支援事業に必要な事項に関すること

(構成団体等)

第5条 実行委員会の設立当初の構成団体は、別紙に記載の団体で構成する。

- 2 構成団体には、委員長の許可により新たな団体を追加することができる。
- 3 構成団体等は相互に連携し、第4条の事業を実施する。

(組織)

第6条 実行委員会は、別紙に記載の委員をもって組織する。

- 2 実行委員会は、必要に応じて委員を追加することができる。
- 3 実行委員会は、目的を達成するため、企画部会及び事業部会の専門部会を設置し、別紙の部会員で構成する。

(役員)

第7条 実行委員会の委員長は委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表するとともに会務を総括する。
- 3 委員長が事故等により職務を遂行できないときは、事前に委員長が指名した委員が代行する。

(会議)

第8条 実行委員会の会議は、委員長が招集し、議長を務める。

- 2 会議は、実行委員会の運営及び事業の実施に関する重要事項を審議・決定する。

- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって、会議が成立したものとする。
- 4 議決は、出席委員の過半数の賛成をもって成立することとし、可否同数の場合は、委員長が決することとする。
- 5 やむを得ず会議に出席できない委員は、構成団体の他の者を代理人として出席を委任することができる。
- 6 前項により代理出席した者は、第3項及び第4項について出席したものとみなす。
- 7 委員及び委員が指定する者の代理出席が困難な場合は、文書等により意見を述べることができる。

(事業計画及び予算)

第9条 実行委員会の事業計画及び予算等は、前条の会議で決定する。

(会計監事)

第10条 実行委員会の会計監査を行うため、会計監事2名を置く。

- 2 会計監事は、別紙のものをもって充てる。
- 3 会計監事は、経費の執行等について監査し、その結果を実行委員会に報告する。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務を処理するため、大阪府政策企画部危機管理室に実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局の運営及び会計処理に関する事項は、別に定める。

(解散)

第12条 実行委員会は、その目的を達成したときに解散する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成23年7月15日から施行する。

構成団体一覧

団体名	代表役職	代表者	備考
大阪府	知事	橋下 徹	
(財)大阪府消防協会	会長	秋田 治夫	
(NPO)南大阪地域大学コンソーシアム	理事長	奥野 武俊	
(社団)大阪府専修学校各種学校連合会	会長	福田 益和	
(社福)大阪府社会福祉協議会	会長	梶本 徳彦	
大阪府生活協同組合連合会	会長理事	津村 明子	

第6条第1項関係

実行委員会委員名簿

委員	大阪府危機管理監	藤岡 巧一
委員	(財)大阪府消防協会 事務局長	山本 茂義
委員	(NPO)南大阪地域大学コンソーシアム 事務局長代理	小林 慶行
委員	(社団)大阪府専修学校各種学校連合会 事務局長	西脇 康則
委員	(社福)大阪府社会福祉協議会 地域福祉部長	林 洋司
委員	大阪府生活協同組合連合会 専務理事	安本 正男

第6条第3項関係

専門部会一覧

企画部会	事業部会
学識経験者	(財)大阪府消防協会、(NPO)南大阪地域大学コンソーシアム、(社団)大阪府専修学校各種学校連合会その他実行委員会から推薦された者
大阪府生活協同組合連合会、(社福)大阪府社会福祉協議会その他実行委員会から推薦された者	
実行委員会事務局長	実行委員会事務局長

第10条第1項関係

会計監事

(財)大阪府消防協会から推薦された者
大阪府生活協同組合連合会から推薦された者